

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	四日市看護医療大学
設置者名	学校法人暁学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門科目	合計		
看護医療学部	看護学科	夜・通信		9	113	122	13	
	臨床検査学科	夜・通信			106	115	13	
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.y-nm.ac.jp/department/nurse/syllabus/>
<https://www.y-nm.ac.jp/department/clinical/syllabus/>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	四日市看護医療大学
設置者名	学校法人暁学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人暁学園のホームページに掲載して公表
<https://www.akatsuki.ed.jp/data/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	2025.6.20 ～2029年6 月定時評議 員会終了時	学園運営全般に対 する企業経営的な 視点からの助言等
非常勤	弁護士・地方自治体職員	2025.6.20 ～2029年6 月定時評議 員会終了時	学園運営全般に対 する法的または地 方行政の観点から の助言等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	四日市看護医療大学
設置者名	学校法人暁学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

全ての授業科目において、授業概要、到達目標、事前・事後学修の内容、課題に対するフィードバック方法を記載するとともに、成績の評価基準、ディプロマ・ポリシーとの対応を明記している。

教務委員会・教学課が協働し、シラバス作成基準を設定し、厳正にチェックしている。

授業計画書の公表方法

<https://www.y-nm.ac.jp/departament/nurse/syllabus/>
<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

単位認定は、学則第 22 条「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定している。

看護学科の卒業認定は学則第 27 条において、必修科目 108 単位、選択科目 19 単位以上の合計 127 単位以上を要件としている。また、3 年次進級基準において、表 1 の 25 科目 39 単位及び表 2 の 11 科目 18 単位すべてを修得していること、かつ通算 GPA1.50 以上の基準を満たすこととしている。

表 1

科目名	単位数	科目名	単位数
看護学概論	2	小児看護学概論	1
看護技術論Ⅰ	2	母性看護学概論	1
ヘルスアセスメント	1	精神看護学概論	1
成人看護学概論	2	在宅看護援助論Ⅰ	2
看護技術論Ⅱ	2	老年看護援助論Ⅰ	2
公衆衛生看護学概論	2	小児看護援助論Ⅰ	2
看護技術論Ⅲ	1	母性看護援助論Ⅰ	1
看護過程論	1	精神看護援助論Ⅰ	2
基礎看護学実習Ⅰ	1	産業看護学概論	1
基礎看護学実習Ⅱ	2	健康と生活行動の科学	2
成人慢性期援助論	2	人体のしくみと働きⅠ	2
在宅看護学概論	1	人体のしくみと働きⅡ	2
老年看護学概論	1		
合計			39

表 2

科目名	単位数
基礎病態学	1
健康社会要因論	2
診断・治療学概論	1
治療学Ⅰ	2
治療学Ⅱ	2
治療学Ⅲ	2
治療学Ⅳ	1
治療学Ⅴ	2
公衆衛生学	2
ヘルスケアシステム論	1
保健医療福祉行政論	2
合計	18

臨床検査学科の卒業要件は、「基礎教育科目から必修 12 単位＋選択 4 単位以上、専門教育科目・基礎専門分野から必修 21 単位＋選択 3 単位以上、専門教育科目・専門分野から必修 80 単位＋選択 5 単位以上の 125 単位以上取得すること」と独自に決め、厳格化を図っている。また、進級判定として以下のとおり各学年で条件を決めている。

【2 年次進級判定】基礎教育科目の基礎セミナーⅠと基礎セミナーⅡの両科目の単位を修得し、かつ GPA1.1 以上の基準を満たすこと。 【3 年次進級判定】専門教育科目の専門基礎分野（健康科学概論を除く）、専門分野の 1, 2 年次配当科目 51 科目 62 単位をすべて修得していること、かつ GPA1.1 以上の基準を満たすこと。 【4 年次進級判定】専門分野 3 年次配当科目研究基礎演習、総合臨床実習後演習の両科目の単位を取得し、かつ GPA1.1 以上の基準を満たすこと。 なお、両学科の授業は、8 回または 15 回の講義・演習と試験で構成されており、定期試験の受験資格として、授業の 3 分の 2 以上の出席が必要であるなど厳正さを求めている。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価については、100 点満点とし、S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、D(59 点以下)の評価をもって S～C を合格としている。また、GPA 制度による指標を設定・公表し、活用を図っている。GPA の低い学生には、教務委員長やアドバイザー教員による個別指導を行っている。 【GPA の算出方法】 $4.0 \times S$ の修得単位数 + $3.0 \times A$ の修得単位数 + $2.0 \times B$ の修得単位数 + $1.0 \times C$ の修得単位数 / 総履修登録単位数（不合格[D]の単位数も含む） ※1 「不合格[D]」は計算式に含む。単位認定科目、履修取消科目は計算式に含まない。 ※2 GPA は小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までの数値で以下のように成績通知表及び成績証明書に記載する。 成績通知表…学期ごとの GPA, 通算の GAP 成績証明書…通算の GPA	
客観的な指標の算出方法の公表方法	大学ホームページに掲載して公表 https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

看護学科の卒業認定は学則第 27 条において、必修科目 108 単位、選択科目 19 単位以上の合計 127 単位以上を要件とし、いずれも公表している。また、3 年次進級基準において、表 1 の 25 科目 39 単位及び表 2 の 11 科目 18 単位すべてを修得していること、かつ通算 GPA1.50 以上の基準を満たすこととしている。

表 1

科目名	単位数	科目名	単位数
看護学概論	2	小児看護学概論	1
看護技術論Ⅰ	2	母性看護学概論	1
ヘルスアセスメント	1	精神看護学概論	1
成人看護学概論	2	在宅看護援助論Ⅰ	2
看護技術論Ⅱ	2	老年看護援助論Ⅰ	2
公衆衛生看護学概論	2	小児看護援助論Ⅰ	2
看護技術論Ⅲ	1	母性看護援助論Ⅰ	1
看護過程論	1	精神看護援助論Ⅰ	2
基礎看護学実習Ⅰ	1	産業看護学概論	1
基礎看護学実習Ⅱ	2	健康と生活行動の科学	2
成人慢性期援助論	2	人体のしくみと働きⅠ	2
在宅看護学概論	1	人体のしくみと働きⅡ	2
老年看護学概論	1		
合計			39

表 2

科目名	単位数
基礎病態学	1
健康社会要因論	2
診断・治療学概論	1
治療学Ⅰ	2
治療学Ⅱ	2
治療学Ⅲ	2
治療学Ⅳ	1
治療学Ⅴ	2
公衆衛生学	2
ヘルスケアシステム論	1
保健医療福祉行政論	2
合計	18

臨床検査学科の卒業要件は、「基礎教育科目から必修 12 単位＋選択 4 単位以上、専門教育科目・基礎専門分野から必修 21 単位＋選択 3 単位以上、専門教育科目・専門分野から必修 80 単位＋選択 5 単位以上の 125 単位以上取得すること」と独自に決め、厳格化を図っている。

卒業認定については、教授会で厳正に審議され、学長が決定している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	四日市看護医療大学
設置者名	学校法人暁学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.akatsuki.ed.jp/data/
収支計算書又は損益計算書	https://www.akatsuki.ed.jp/data/
財産目録	https://www.akatsuki.ed.jp/data/
事業報告書	https://www.akatsuki.ed.jp/data/
監事による監査報告(書)	https://www.akatsuki.ed.jp/data/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		
中長期計画(名称:	対象年度:	)
公表方法:		

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法:	https://www.y-nm.ac.jp/guide/disclosure/
-------	---

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:	
-------	--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	
教育研究上の目的（公表方法：本学ホームページに掲載して公表） https://www.y-nm.ac.jp/guide/about/#purpose	
(概要)	
【1】 人間重視を根幹とした 教育研究の実践	人間を対象とした学問領域であることから、人間愛、倫理観に基づく「人間重視」の考え方を常に基本とし、人間の本質を問い、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。
【2】 高度な看護医療知識・ 技術の教授と研究	人間への理解、尊重そして洞察力に加え、確かな看護医療知識・技術を持ち、保健・医療・福祉現場での状況に応じた判断能力、管理能力と、他の保健医療専門職とのチームワーク、コーディネート能力を有する保健師・助産師・看護師・臨床検査技師を育成する。また、本学の特色である産業看護に関する教育ならびに研究の充実を図る。
【3】 地域社会への 積極的な貢献	本学が公私協力方式により設立されていることを踏まえ、時代の要請に対応しながら市民からの負託に応えるべく積極的に地域貢献を行い、地域社会に対し質の高い教育と研究の成果を提供する。特に産業都市である四日市市への貢献として、産業看護の教育と研究に力点を置く。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：本学ホームページに掲載して公表） https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/	
(概要)	
看護学科ディプロマ・ポリシー 看護学科に所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与する。卒業までに、看護学科の学生が身に付けるべき能力は次の通りとする。 1.高い倫理観に基づく人への尊厳や配慮（ヒューマンケア）を基盤とした看護を実践することができる。 2.人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から看護の役割を考え、実践することができる。 3.専門的知識・技術に基づき、地域に暮らすあらゆる健康レベルの人々にそれぞれ必要とされる看護を実践することができる。 4.幅広い視野でヘルスケアシステムにおける看護の専門性ならびに関連する多職種の機能・役割を理解し、連携して地域社会に貢献することができる。 5.将来に向け看護を主体的に学び、人間として自己の成長に努め、専門職としてのキャリアの基礎を形成することができる。	
臨床検査学科ディプロマ・ポリシー 臨床検査学科に所定の年限以上在学し、履修要件として定めた単位以上を修得した者に当該学位を授与する。卒業までに、臨床検査学科の学生が身に付けるべき能力は次の通りとする。 1. 臨床検査の専門性と責務を自覚するとともに、地域に住むあらゆる健康レベルの人々に専門的知識と技術に基づき臨床検査を実践できる。 2. 人間として自己の成長に努め、社会人として広い見識と確かな倫理観を持ち、臨床検査の対象となる人々に愛情豊かに共感をもって接することができる。 3. 人間の健康を環境との関係において捉え、地域社会の生活者の視点から医療技術援助ができる。	

4. 幅広い視野で臨床検査を考え、ヘルスケアシステムにおける臨床検査の専門性を理解し、保健・医療・福祉の専門職と連携し、地域社会に貢献できる。
5. 将来に向け臨床検査を主体的に学び、臨床検査の専門職としてのキャリアを伸ばせる能力を持つことができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：本学ホームページに掲載して公表）

<https://www.y-nm.ac.jp/guide/about/>

（概要）

看護学科カリキュラム・ポリシー【教育課程の編成・実施方針】

1. 基礎科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 基礎専門科目を通して、看護の対象理解に必要な基本的知識を持つ学生を育成する。
3. 専門科目を通して、専門的な知識や技術を育み、看護職として確かな基盤を築くとともに、主体的な課題探究能力を養い、知識に裏付けされた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技術はもとより、医療時としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

臨床検査学科カリキュラム・ポリシー【教育課程の編成・実施方針】

1. 基礎教育科目を通して、専門性に偏らない幅広い教養と多面的な視野、確かな倫理観、豊かな人間性を持つ学生を育成する。
2. 専門教育科目を通して、専門的な知識や技能を育み、臨床検査技師としての確かな基盤を持つ学生を育成する。
3. 研究演習を通して、主体的な課題探求能力を養い、知識に裏付けられた問題解決能力を持つ学生を育成する。
4. 臨地実習を通して、知識・技能はもとより、医療人としての人間性や倫理観などの総合的な実践能力を持つ学生を育成する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：本学ホームページに掲載して公表）

<https://www.y-nm.ac.jp/guide/about/>

（概要）

看護学科アドミッション・ポリシー

本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた看護師・保健師・助産師を育てることを建学の精神としています。そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。したがって、本学では、特に地域貢献に高い関心を持つ入学者を受け入れること、また基礎的な知識及び技能に加え、豊かな人間性や明確な目的意識を持った入学者の受け入れを基本方針としています。

○本学科の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
3. 物事を探求し、主体的に取り組む意欲がある者
4. 何事に対しても自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
5. 看護の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

臨床検査学科アドミッション・ポリシー

本学は、四日市市、市立四日市病院と暁学園との公私協力方式により設立された大学であり、設置母体である暁学園の綱領「人間たれ」を教育研究活動の根幹とし、豊かな人間性と高度な専門性を備えた医療人を育てることを建学の精神としています。そのため、本学では社会人・医療人として望まれる豊かな人間性を培い、かつ高度で最先端の専門学芸を教授研究し、応用的能力を展開させること、さらには大学設立の趣旨や当地域の特性をふまえ、地域社会のあらゆる場における人々への支援を実践し、地域社会への積極的な貢献を教育研究の理念、目的としています。したがって、本学科では、次の1から3のすべてを備えた入学者の受け入れを基本方針とし、さらに、4か5のいずれか一方、又は両方を備えていることが望ましいものとします。

○本学科の求める学生像

1. 高等学校までの基礎的な知識・技能を有する者
2. 物事を探求し、自ら考え、判断し、表現する能力を有する者
3. 何事にも主体的に取り組み、他者と協働して学ぶ意欲がある者
4. 愛情をもって人と接し、自己の成長に努められる意欲がある者
5. 臨床検査の実践力を身につけ、地域社会に貢献できる意欲がある者

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：本学ホームページに掲載して公表

<https://www.y-nm.ac.jp/guide/disclosure/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2 人	－					2 人
看護医療学部看護学科	－	7 人	10 人	9 人	5 人	6 人	37 人
看護医療学部臨床検査学科	－	8 人	3 人	3 人	1 人	2 人	17 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		人					人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：本学ホームページに掲載して公表 https://www.y-nm.ac.jp/guide/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護医療学部	150 人	142 人	94.7%	600 人	583 人	97.2%	— 人	— 人
合計	150 人	142 人	94.7%	600 人	583 人	97.2%	— 人	— 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護医療学部	176 人 (100%)	3 人 (1.7%)	171 人 (97.2%)	2 人 (1.1%)
合計	176 人 (100%)	3 人 (1.7%)	171 人 (97.2%)	2 人 (1.1%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、海南病院など				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
授業科目は4年間一貫の教育課程（カリキュラム）として、教育課程の学年進行に沿って開講する。看護学科は、看護師の国家試験受験資格を通常の履修で修得することができ、保健師・助産師は所定の科目の履修が必要となる。臨床検査学科は、臨床検査技師の国家試験受験資格は通常の履修で修得することができ、細胞検査士は所定の履修科目が必要となる。また、CAP制度を導入しており、年間の履修上限を48単位としている。学生による授業評価を実施しており、常に授業の改善に努めている。学年は2学期制で、前期（4月1日～9月15日）、後期（9月16日～翌3月31日）と規定している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

成績評価については、100 点満点とし、S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、D(59 点以下)の評価をもって S～C を合格としている。

看護学科の卒業要件は、必修科目 108 単位、選択科目 19 単位以上の合計 127 単位以上としている。臨床検査学科の卒業要件は、基礎教育科目から必修 12 単位＋選択 4 単位、専門教育科目・基礎専門分野から必修 21 単位＋選択 3 単位以上、専門教育科目・専門分野から必修 80 単位＋選択 5 単位以上の 125 単位以上取得することとしている。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
看護医療学部	看護学科	127 単位	有・無	48 単位
	臨床検査学科	125 単位	有・無	48 単位
G P A の活用状況 (任意記載事項)		公表方法：大学ホームページに掲載して公表 https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：大学ホームページに掲載して公表 https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/course/		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学ホームページに掲載して公表

校地、校舎

<https://www.y-nm.ac.jp/guide/about/>

学生便覧、教育研究環境

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
看護医療 学部	看護	1,060,000 円	200,000 円	530,000 円	助産師、保健師課程は別途徴収
	臨床検査	960,000 円	200,000 円	530,000 円	細胞検査士課程は別途徴収
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 知識と経験を積んだ教学課職員や教員による、アドバイザー制度を採り入れ学生の修学支援を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） アドバイザー教員、教学課職員による支援とともに、キャリアガイダンスを実施するなど、進路支援を行っている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 保健室に専門職員を配置し、日常の健康管理や体調不良に対応しているとともに、相談室には臨床心理資格を有するカウンセラーが心身の健康など様々な問題に対応している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学ホームページに掲載して公表

<https://www.y-nm.ac.jp/guide/teacher/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F124310107209
学校名（〇〇大学 等）	四日市看護医療大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人暁学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		55人（ 0）人	54人（ 0）人	57人（ 0）人
内 訳	第Ⅰ区分	37人	31人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	14人	14人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				－（ 0）人
合計（年間）				58人（ 0）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。